

議題等 4 歯科診療所における医療安全対策について

議題等 4 歯科診療所における医療安全対策について

議題等 4 歯科診療所における医療安全対策について

医療安全

▶ 医療法第六条の十二

病院等の管理者は、前二条に規定するもののほか、厚生労働省令で定めるところにより、医療の安全を確保するための指針の策定、従業者に対する研修の実施その他の当該病院等における**医療の安全を確保するための措置**を講じなければならない。

さらに医療法施行規則において、以下の項目を行うよう義務付けている

- ▶ 医療に係る安全管理体制の整備
- ▶ 院内感染対策のための体制の確保に係る措置
- ▶ 医薬品に係る安全管理のための体制の確保に係る措置
- ▶ 医療機器に係る安全管理のための体制の確保に係る措置
- ▶ 診療用放射線に係る安全管理のための体制の確保に係る措置
- ▶ 高難度新規医療技術や未承認新規医薬品等を用いた医療を提供する際に必要な措置

議題等 4 歯科診療所における医療安全対策について

歯科における院内感染対策に係る通知

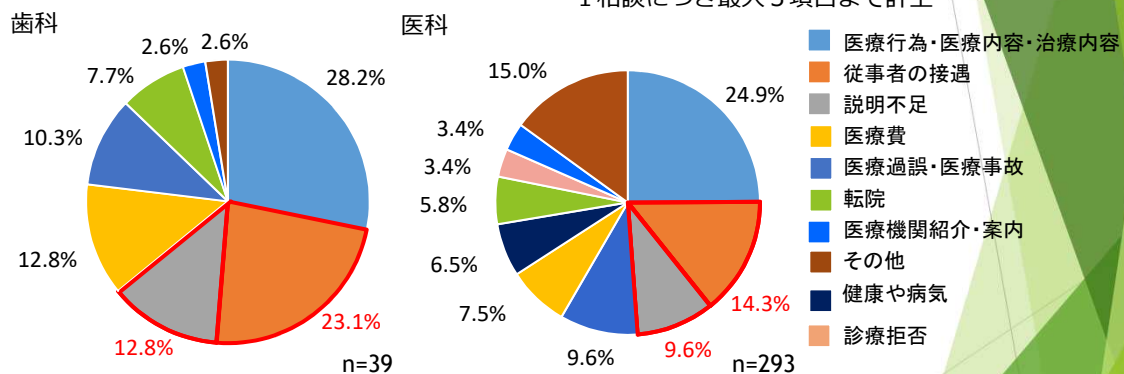
- ▶ 歯科医療機関における院内感染対策の周知について（平成26年6月4日付医政歯発0604第2号歯科保健課長通知）
- ▶ 歯科医療機関における院内感染対策の周知について（依頼）（平成29年9月4日医政歯発0904第2号歯科保健課長通知）
- ▶ 歯科医療機関等に対する院内感染に関する取組の推進について（周知依頼）（令和元年11月22日医政歯発1122第1号歯科保健課長通知）
- ▶ 厚生労働省委託事業「歯科診療における院内感染対策に関する検証等事業」
 - 一般歯科診療時の院内感染対策に係る指針（第2版）（平成31年3月：歯科医療従事者向け）

議題等 4 歯科診療所における医療安全対策について

相談等の内容（医科・歯科）

（令和4年10月～令和5年3月）

1 相談につき最大3項目まで計上



「従事者の接遇」「説明不足」といった患者とのコミュニケーションに関する部分の改善を図り医療の質の向上を推進する

議題等 4 歯科診療所における医療安全対策について

診療用放射線に係る安全管理のための体制

▶ 医療法施行規則（平成 31 年 4 月施行）

- ・ 診療用放射線の安全管理責任者の配置
- ・ 診療用放射線の安全利用のための指針の策定
- ・ 放射線診療従事者等に対する診療用放射線に係る安全利用のための研修の実施
- ・ 放射線診療を受ける者の被ばく線量の管理及び記録その他診療用放射線の安全利用を目的とした改善のための方策の実施

▶ 診療放射線技師法 第二十四条

医師、歯科医師又は診療放射線技師でなければ、第二条第二項に規定する業をしてはならない。

第二条第二項：医師又は歯科医師の指示の下に、放射線の人体に対する照射（撮影を含み、照射機器を人体内に挿入して行うものを除く）

議題等 4 歯科診療所における医療安全対策について

今後の医療安全対策

▶ 歯科医院に対する重点検査項目

- ・ 「一般歯科診療時の院内感染対策に係る指針（第2版）」に基づく感染対策がとられているか
- ・ 患者に対して治療方法等の説明がなされているか
- ・ 診療用放射線に関する安全な管理がなされているか

▶ 方法

- ・ 新規開設時の立入検査において重点項目として確認
- ・ 医療法第 25 条第 1 項に基づく立入検査（定期または臨時）において重点事項として確認
- ・ 船橋歯科医師会と連携して歯科医院への周知